## 附属書五 (第八章 (エネルギー及び鉱物資源) 関係) エネルギー・鉱物資源物品の表

注釈 この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

関税率表番号	品名
〇一・五〇五二	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。) のうち、けい砂
二五一九・一〇	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量
	加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)のう
	ち、天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)
- - - - - - - - - - -	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシ
	石膏の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)のうち、天然石膏及び天然無水かないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)のうち、天然石膏及び天然無水
二 <u>五</u> 二二・一〇	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)のうち、生
	石灰
二五二六・一〇	ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法によ
	り長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)及びタルクのうち、
	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの

二六一三・九〇  モリブデン鉱(精鉱を含む。)のうち、その他のもの	二六一三・一○  モリブデン鉱(精鉱を含む。) のうち、焼いたもの	二六一・〇〇 タングステン鉱(精鉱を含む。)	二六一○・○○ クロム鉱(精鉱を含む。)	二六〇九・〇〇 すず鉱(精鉱を含む。)	二六〇八・〇〇 亜鉛鉱(精鉱を含む。)	二六〇七・〇〇 鉛鉱(精鉱を含む。)	二六〇六・〇〇 アルミニウム鉱(精鉱を含む。)	二六〇五・〇〇 コバルト鉱(精鉱を含む。)	二六〇四・〇〇 ニッケル鉱(精鉱を含む。)	二六〇三・〇〇 銅鉱(精鉱を含む。)	全重量の二〇パーセント以上のものに限る。)	二六○二・○○ マンガン鉱(精鉱を含む。)及び含鉄マンガン鉱(精鋼を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において	凝結させたもの	二六〇一・一二  鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)のうち、鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)で、	凝結させてないもの	二六〇一・一   鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)のうち、鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)	破砕し又は粉状にしたもの	り長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)及びタルクのうち、	二五二六・二○ ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法によ	
-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------	----------------------	---------------------	---------------------	--------------------	-------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	--	---------	---	-----------	---	--------------	--	--	--

				-	-							
二七〇一	七〇一	二七〇一	二六二〇	二六二〇・四〇	六	二六二〇・一九			二六一	二六一	二六一	二六一
· ·	•	<u> </u>	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$		七	七	六	六	
九	<u> </u>	<u> </u>	· 九 九		$\equiv$	一 九	_	九 〇	$\overline{\bigcirc}$	九〇	$\overline{\bigcirc}$	· 〇〇
石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭 (粉状にしてあるかな	いかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)で、歴青炭石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭(粉状にしてあるかな	いかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)で、無煙炭石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭(粉状にしてあるかな	ものを除く。)のうち、その他のもので、その他のものスラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずる	ものを除く。)のうち、アルミニウムを主成分とするものスラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずる	ものを除く。)のうち、銅を主成分とするもの二六二○・三○ スラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずる	ものを除く。)のうち、亜鉛を主成分とするもので、その他のものスラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずる	ものを除く。)のうち、亜鉛を主成分とするもので、ハードジンクスペルターものを除く。)のうち、亜鉛を主成分とするもので、ハードジンクスペルターの及び残留物(砒素)金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉛鉛製造の際に生する	(色)のうち、その他のもの	その他の鉱(精鉱を含む。)のうち、アンチモン鉱(精鉱を含む。)	貴金属鉱(精鉱を含む。)のうち、その他のもの	貴金属鉱(精鉱を含む。)のうち、銀鉱(精鉱を含む。)	チタン鉱(精鉱を含む。)

				二七一〇・					二七一〇・	二七〇九・〇		二七〇四・〇〇	11七〇三・〇〇	二七〇二・二〇		二七〇二・一		二七〇一・二〇	
ゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。)で、その他のもの	七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディー	びに廃油のうち、石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の	もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並	九   石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○パーセント以上の	ゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。)で、軽質油及びその調整品	七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディー	びに廃油のうち、石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の	もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並	一二   石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七○パーセント以上の	○○ 石油及び歴青油(原油に限る。)	問わない。)並びにレトルトカーボン	○○ コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを	○○ 泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	○   亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)のうち、亜炭(凝結させたものに限る。)	問わないものとし、凝結させたものを除く。)	一〇 亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)のうち、亜炭(粉状にしてあるかないかを	類する固形燃料で石炭から製造したもの	<ul><li>一○ 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、練炭、豆炭その他これらに</li></ul>	いかを問わないものとし、凝結させたものを除く。) で、その他の石炭

二七一三・九○ 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、その他の石油又は歴青油の残留物
二七一三・二〇   石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油アスファルト
二七一三・一二   石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いたもの
二七一三・一一  石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いてないもの
てあるかないかを問わない。)のうち、その他のもの
ンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色し
二七一二・九〇ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モ
に限る。)
てあるかないかを問わない。)のうち、パラフィンろう(油の含有量が全重量の○・七五パーセント未満のもの
ンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色し
二七一二・二〇 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モ
てあるかないかを問わない。)のうち、ペトロラタム
ンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色し
二七一二・一〇 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モ
二七一一・二九 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、その他のもの
二七一一・二一 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、天然ガス
二七一一・一九 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、その他のもの
二七一一・一三   石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、ブタン
二七一一・一二   石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、プロパン
二七一一・一  石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、天然ガス

	八一〇五・二〇	七六〇三・一	七六〇一・二〇	七六〇一・一	七五〇一・一〇		二八四六・九〇		二八四六・一〇		二八一八・三〇			二八〇五・三
ルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	○  コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)のうち、コバ	七六○三・一○ アルミニウムの粉及びフレークのうち、粉(薄片状のものを除く。)	○  アルミニウムの塊のうち、アルミニウム合金	七六○一・一○ アルミニウムの塊のうち、アルミニウム(合金を除く。)	○ ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物のうち、ニッケルのマット	の化合物のうち、その他のもの	○ 希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機	の化合物のうち、セリウム化合物	○ 希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機	ち、水酸化アルミニウム	○   人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウムのう	(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)	又は合金にしてあるかないかを問わない。)並びに水銀のうち、希土類金属、スカンジウム及びイットリウム	・三〇 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物